

広島県告示第五百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業所	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六本木ヒルズ森タワー（三五階）六丁目一〇一	株式会社コムスン福山南ケアセンター	平成一八年八月一日
社会福祉法人東光会	福山市坪生町字黒坂六〇六	とうわ訪問入浴サービス	平成一八年一〇月一日
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条一丁目二一五	アサヒサンクリーン株式会社尾道営業所	平成一八年一月一日